逗子市体験学習施設（スマイル）遊具等設置事業要求水準書

1　要求水準書の意義

本要求水準書は、逗子市が実施する体験学習施設（スマイル）（以下「スマイル」という。）遊具等設置事業（設計・施工一括発注方式）におけるプロポーザル提案者に求める企画提案の前提条件となる要求水準を示すものである。提案者は、本要求水準書に明記されている事項を満たしたうえで、本事業に関する企画提案を行うことができる。また、本事業の契約者は、工事期間にわたり要求水準を遵守しなければならない。

2　事業内容等

(1)　実施設計

(2)　遊具等設置工事（製品本体、現場搬入、組立据付、基礎工事、製品本体の工場製作（工場検査等）を含む。）

(3)　安全施設設置工事（遊び場セーフティサイン、安全柵等）

(4)　遊具設置に伴う整地工事（安全領域確保のための土地造成・整地・水路設置等）

(5)　遊具資材搬入等に伴う安全対策

(6)　使用上の注意看板等設置工事

3　要求要件

【共通事項】

スマイルは、平成26年に第一運動公園内に整備され、児童青少年の健全育成と市民の憩いの場となるよう設置された施設である。

今回、「子どもたちのために」という目的で多額の寄附をいただいたことから、このスマイルを利用する児童青少年、乳幼児及びその保護者が安心して楽しく遊べる遊具等を設置するものである。

障がいのある方も含めて、利用者が楽しく遊べる遊具等について特色あるコンセプトの提案を期待する。

【目的物に関する事項】

(1)　事業名

逗子市体験学習施設（スマイル）遊具等設置事業

(2)　施工場所

神奈川県逗子市池子１－11―２

(3)　契約上限額

40,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

(4)　遊具等

①　使用対象

おおむね３歳から 12 歳まで

② 配慮事項

・各遊具について、可能な限り多くの利用者が親しむことのできるものとすること。

・砂場の設置は必須とし、夏の日差しを遮蔽する構造を付置すること。

・遊具の対象年齢、遊び方、注意事項などを記載した案内板、安全柵等を適切に配置すること。

・遊具の性質・塗装は、耐久性が優れたものとすること。

・遊具は、維持管理（交換・修理）がしやすい材質・構造とすること。特に地際部は劣化が進行しやすいため、長寿命化を考慮した材質や構造とすること。

・遊具へアプローチする動線の舗装材については、快適に利用できる素材にするとともに、周囲との調和及び雨天時の排水にも配慮すること。

・着地点については、遊具の落下高さに見合った衝撃吸収性能を有する素材とし、それ以外については、必要に応じて契約上限額の範囲内で提案すること。

・あらかじめ工事車両、重機等の搬入出について、現地を確認の上考慮すること。

・基礎は、土の流出などによる露出がない構造とする。また、現状の地形を活かし、工事による残土は必要最小限とすること。

・工事に伴い、施設等を破損した場合は、受注者により補修等を行うこと。

・近年の猛暑から遊具利用によるやけどなどの対策を可能な限り盛り込むこと。

・保護者が容易に子どもたちの状況が分かるよう視認性を考慮した提案とすること。

・施設周辺の遊具との競合しない遊具とすること。

・遊具の基準「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第２版)」（国土交通省）に準拠すること。

・「遊具の安全に関する基準（JPFA-SP-S:2024）(社)日本公園施設業協会）又は同等の基準を満たすこと。

【施工に関する事項】

(1) 工期

契約締結日（令和８年度）から令和９年２月 26 日（金）まで

(2) 施工計画

工程計画、施工方法等については、本要求水準書に基づき、工事を計画、実施すること。

(3)　建築副産物

現場から発生する建設副産物については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（平成12年法律第104号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）（昭和45年法律第137号）遵守し、適正に処分すること。

(4)　工事中の安全確保

スマイル利用者の安全を第一に考え工事個所のバリケード、工事看板の設置、工事車両の誘導及び公園内の移動速度10 km/h以下の徹底とともに、公園周辺における歩行者の安全確保や近所への騒音・粉じん対策、」公共交通の支障とならないように配慮すること。周辺の道路舗装を傷つけるおそれがある搬入車両の通行については、舗装を傷つけないよう養生等による適切な対応を行うとともに、通行の際には徐行を心掛け、近隣住民から苦情が出ることがないよう安全運転に十分留意すること。大型資材の搬入時は、必要に応じて誘導員を配置する等の安全管理をするとともに、責任をもって安全の確保に努めること。

4　提案を求める範囲

(1)　テーマ・整備方針

個性や好み、背景などにかかわらず、あらゆる子どもたちが安心して楽しめ、保護者や地域住民が遊んでいる子どもたちを見守りながら安心して利用でき、公園の特徴、立地条件等に合致し、既存遊具の機能や形態も考慮したうえで、遊具整備の提案を求める。

(2)　目的物の配置計画

「３要求要件」の【目的物に関する事項】を満たしたうえで、設置遊具の規模や機能の組み合わせ、公園内の遊具配置計画等について提案を求める。

(3)　デザイン

遊具のデザイン、イメージ等について、概算図（完成予想イラスト）、パース等により提案を求める。

(4)　維持管理を容易にするための提案

遊具ごとに検討するとともに、目的物全体として維持管理作業を低減できる対策の提案を求める。

(5)　安全対策

利用者が安全に遊べる配慮や工夫、また、子どもが本来想定していない遊び方をした場合などの安全対策について提案を求める。

5　参考資料

(1)　位置図（資料１）

(2)　平面図（資料２）

※ 遊具等の配置は、おおよそ着色範囲内とするが、利用形態、敷地状況等により遊具配置プランを提案すること。

(3) 計画高平面図（資料３）

(4) 雨水排水平面図（資料４）

(5) 給排水衛生設備　外構平面図(1)（資料５）

(6) 電灯設備　外構計画図（資料６）

(7) 現況写真（資料７）

※ その他必要となる書類等がある場合には、質問書の提出期限（令和７年９月８日（月））までに子育て支援課青少年育成係に申し出ること。

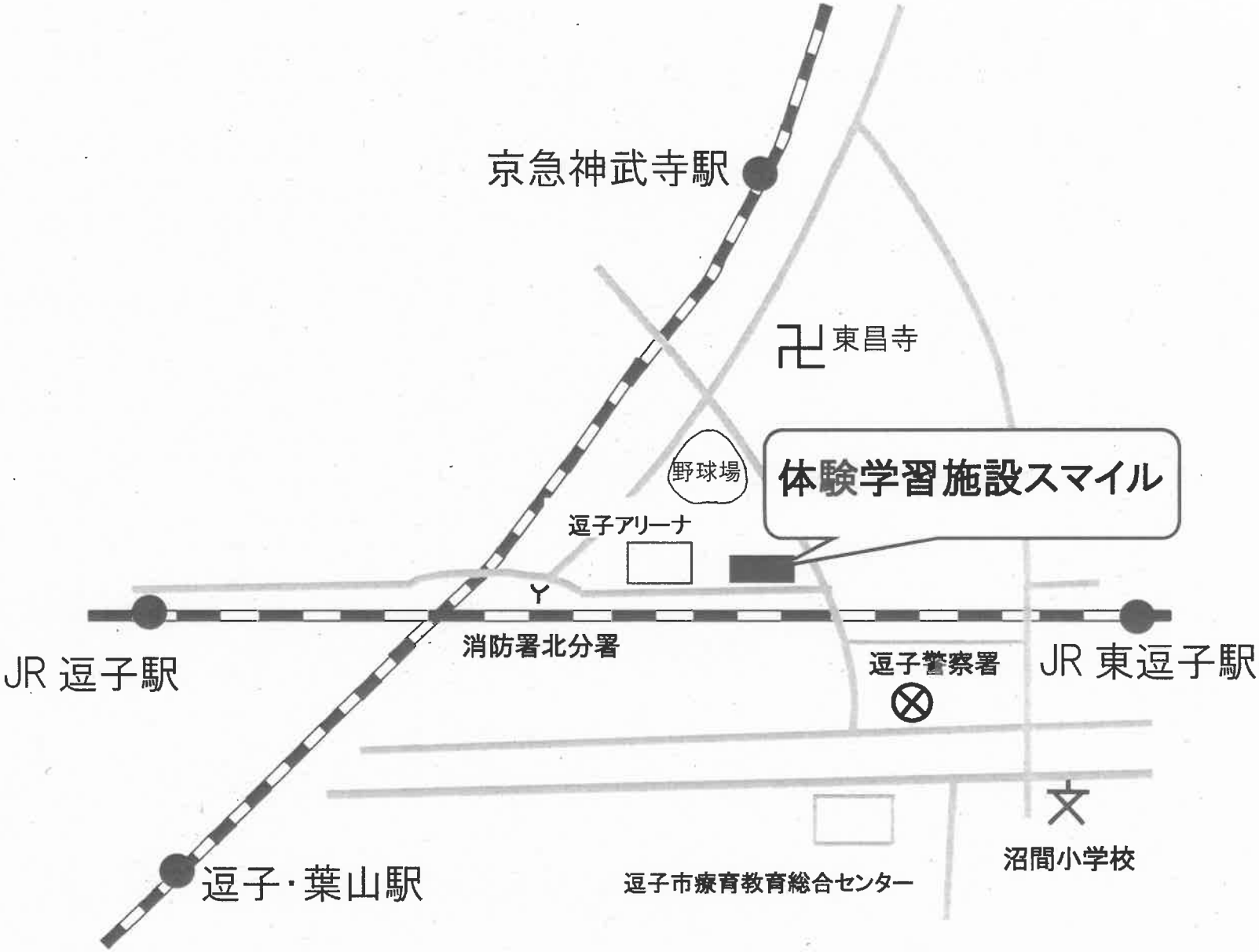
京急神武寺駅
東昌寺
野球場
体験学習施設スマイル
逗子アリーナ
消防署北分署
JR 逗子駅
逗子警察署
JR 東逗子駅
沼間小学校
逗子・葉山駅
逗子市療育教育総合センター

神奈川県建築基準条例の確認

棟名	室名	床面積 (m²)	1/2面積 (m²)	第33条 必要な出口の巾合計 0.17×面積/10 (m)	第39条 出口の数	計画出口の 合計 (m)	結果
A	プレイルーム	59.73	29.87	0.51	1	1.2	Ok
B	乳幼児プレイルーム	30.45	15.23	0.26	1	1.2	Ok
	多目的室1	49.00	24.50	0.42	1	1.2	Ok
	多目的室2	47.90	23.95	0.41	1	1.2	Ok
C	多目的室3	37.53	18.77	0.32	1	1.2	Ok
E	多目的室4a	59.95	29.98	0.51	1	1.2	Ok
	多目的室4b	70.05	35.03	0.60	2	1.2+1.2=2.4	Ok
F	多目的室5	540.00	270.00	4.59	3	2.0+2.0+1.2=5.2	Ok

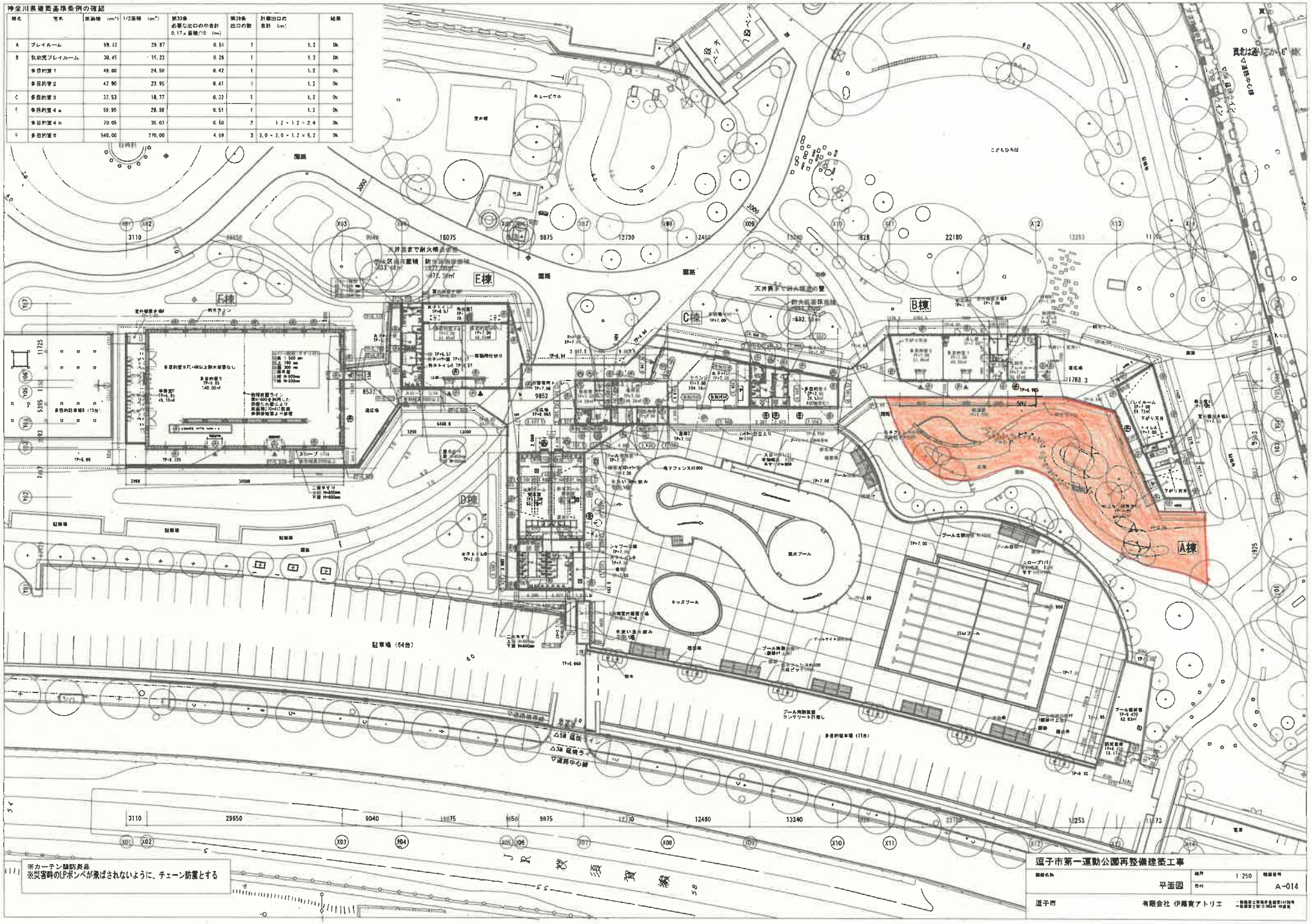

※カーテン類防炎品
※災害時のLPボンベが飛ばされないように、チェーン防震とする

逗子市第一運動公園再整備建築工事

図面名称	平面図	縮尺 1:250	図面番号 A-014
逗子市	有限会社 伊藤寛アトリエ	二級建築士事務所 建築家 伊藤寛	

神奈川県建築基準条例の確認

棟名	室名	床面積 (m²)	1/2面積 (m²)	第33条 必要な出口の巾合計 0.17×面積/10 (m)	第39条 出口の数	計画出口の 合計 (m)	結果
A	プレイルーム	59.73	29.87	0.51	1	1.2	OK
B	乳幼児プレイルーム	30.45	15.23	0.26	1	1.2	OK
	多目的室1	49.00	24.50	0.42	1	1.2	OK
	多目的室2	47.90	23.95	0.41	1	1.2	OK
C	多目的室3	37.53	18.77	0.32	1	1.2	OK
E	多目的室4a	59.95	29.98	0.51	1	1.2	OK
	多目的室4b	70.06	35.03	0.60	2	1.2 + 1.2 = 2.4	OK
F	多目的室5	540.00	270.00	4.59	3	2.0 + 2.0 + 1.2 = 5.2	OK

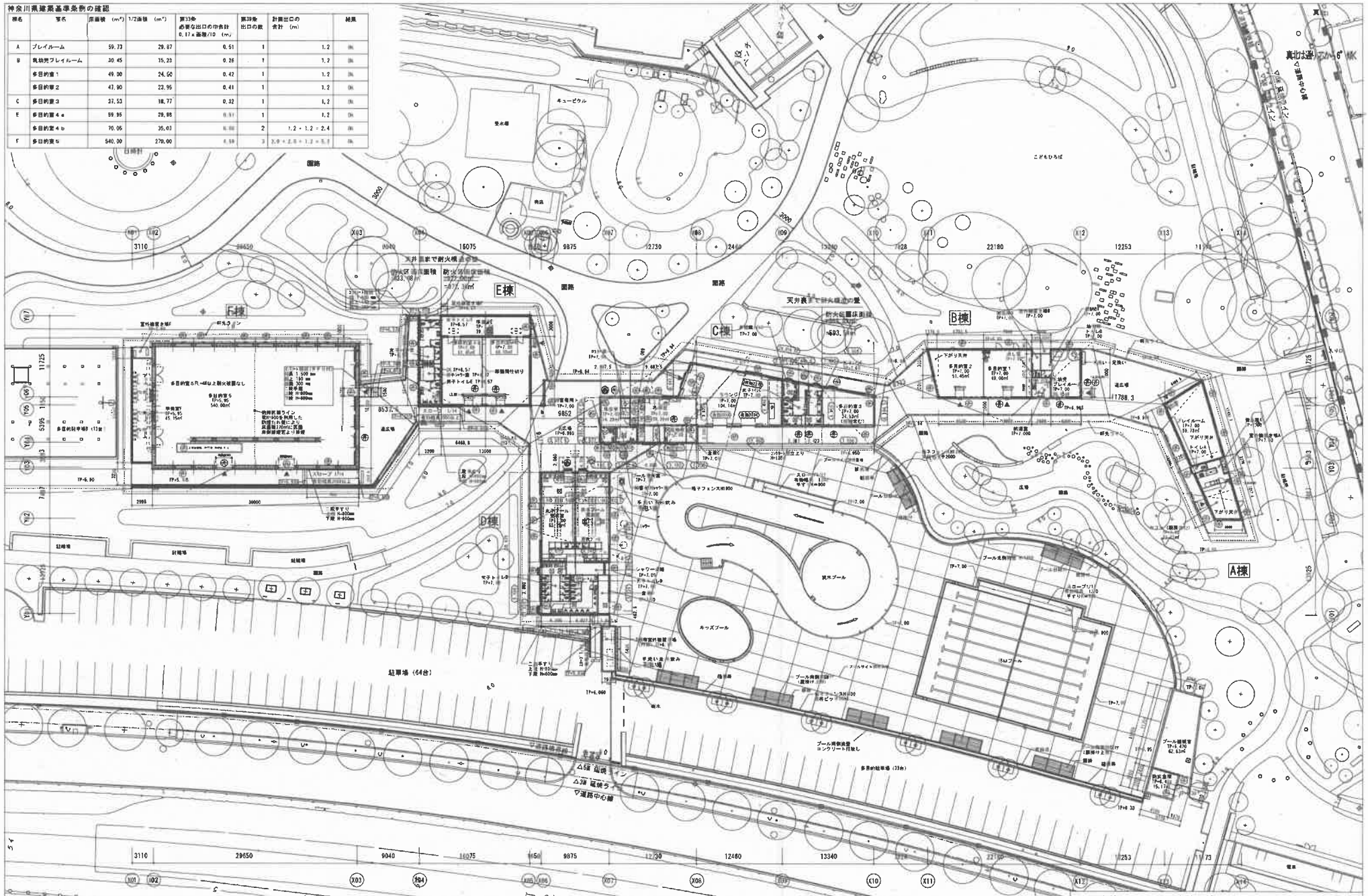

※カーテン類防炎品
※災害時のLPボンベが飛ばされないように、チェーン防風とする

逗子市第一運動公園再整備建築工事

図面名称	縮尺	図面番号
平面図	1:250	A-014
逗子市	有限会社 伊藤寛アトリエ	

神奈川県建築基準条例の確認

棟名	室名	床面積 (m²)	1/2面積 (m²)	第33条 必要な出口の巾合計 0.17×面積/10 (m)	第39条 出口の数	計画出口の 合計 (m)	結果
A	プレイルーム	59.73	29.87	0.51	1	1.2	Ok
B	乳幼児プレイルーム	30.45	15.23	0.26	1	1.2	Ok
	多目的室1	49.00	24.50	0.42	1	1.2	Ok
	多目的室2	47.90	23.95	0.41	1	1.2	Ok
C	多目的室3	37.53	18.77	0.32	1	1.2	Ok
f	多目的室4 a	59.95	29.98	0.51	1	1.2	Ok
	多目的室4 b	70.05	35.03	0.60	2	1.2+1.2=2.4	Ok
f	多目的室5	540.00	270.00	4.59	3	2.0+2.0+1.1=5.1	Ok

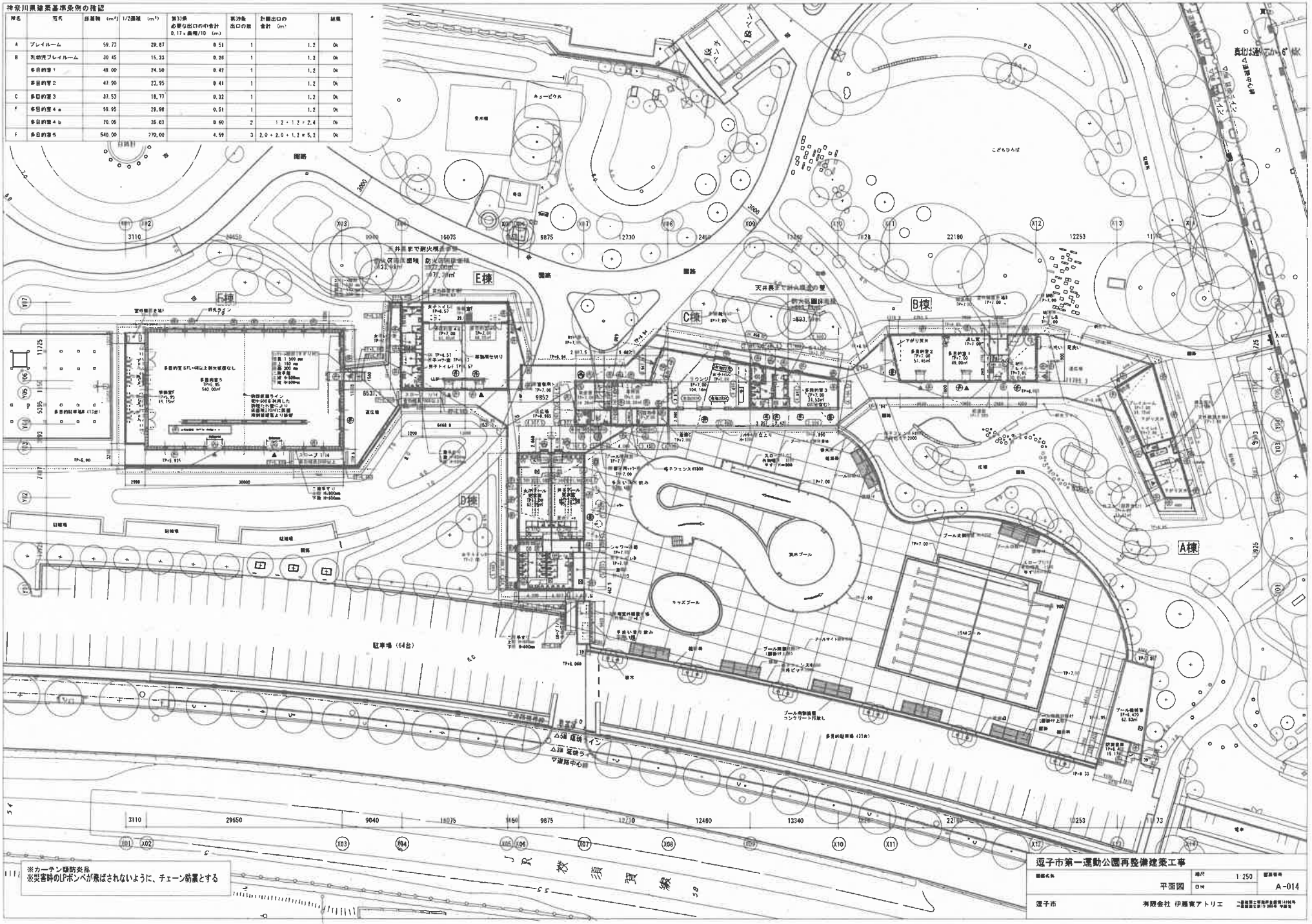

※カーテン類防炎品
※災害時のLPボンベが飛ばされないように、チェーン防震とする

逗子市第一運動公園再整備建築工事			
図面名称	平面図	縮尺 1/250 日付	図面番号 A-014
逗子市	有限会社 伊藤寛アトリエ		

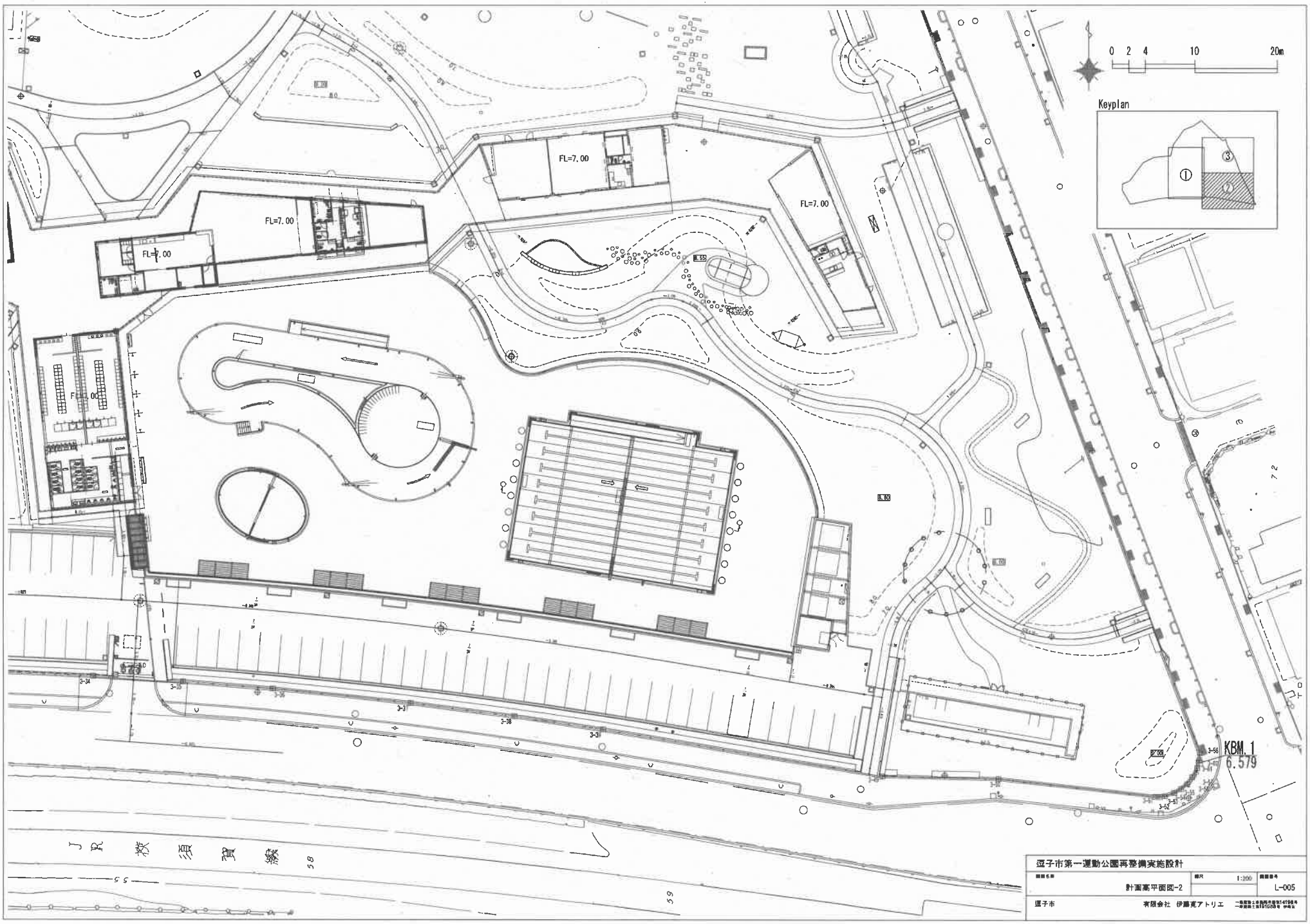

逗子市第一運動公園再整備実施設計			
図面名称	計画高平面図-2	縮尺 1:200	図面番号 L-005
逗子市	有限会社 伊藤寛アトリエ	一級建築士事務所東京都知事第41798号 一級建築士登録第101058号 伊藤寛	

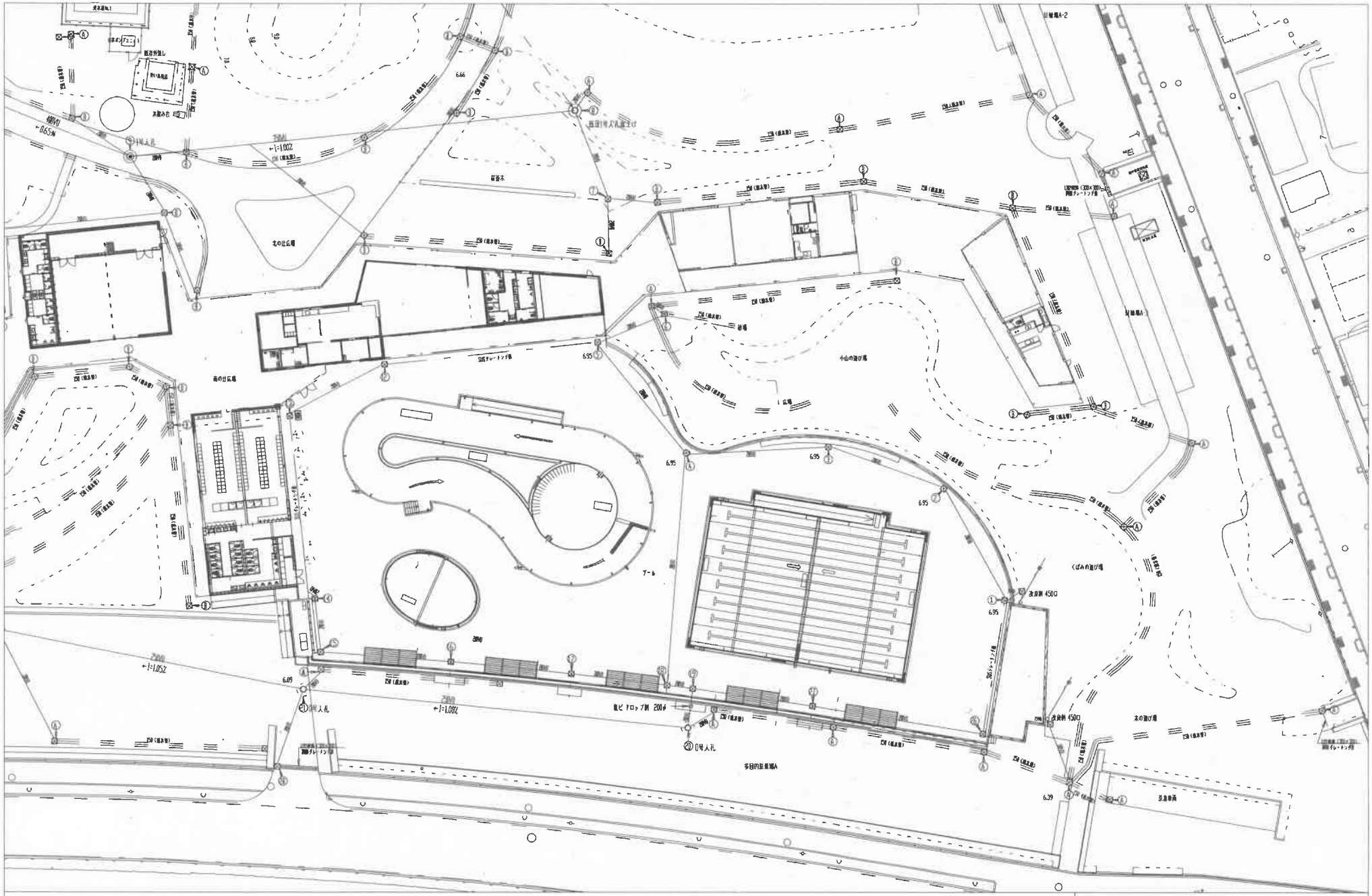

N

坂子市第一運動公園再整備実施設計			
図面名称	雨水排水平面図-1	縮尺 1:200	図面番号 L-013
坂子市	有限会社 伊藤寛アトリエ	一級建築士事務所愛知県知 第 1 号 一級建築士 愛知県知 第 [illegible] 号 伊藤寛	

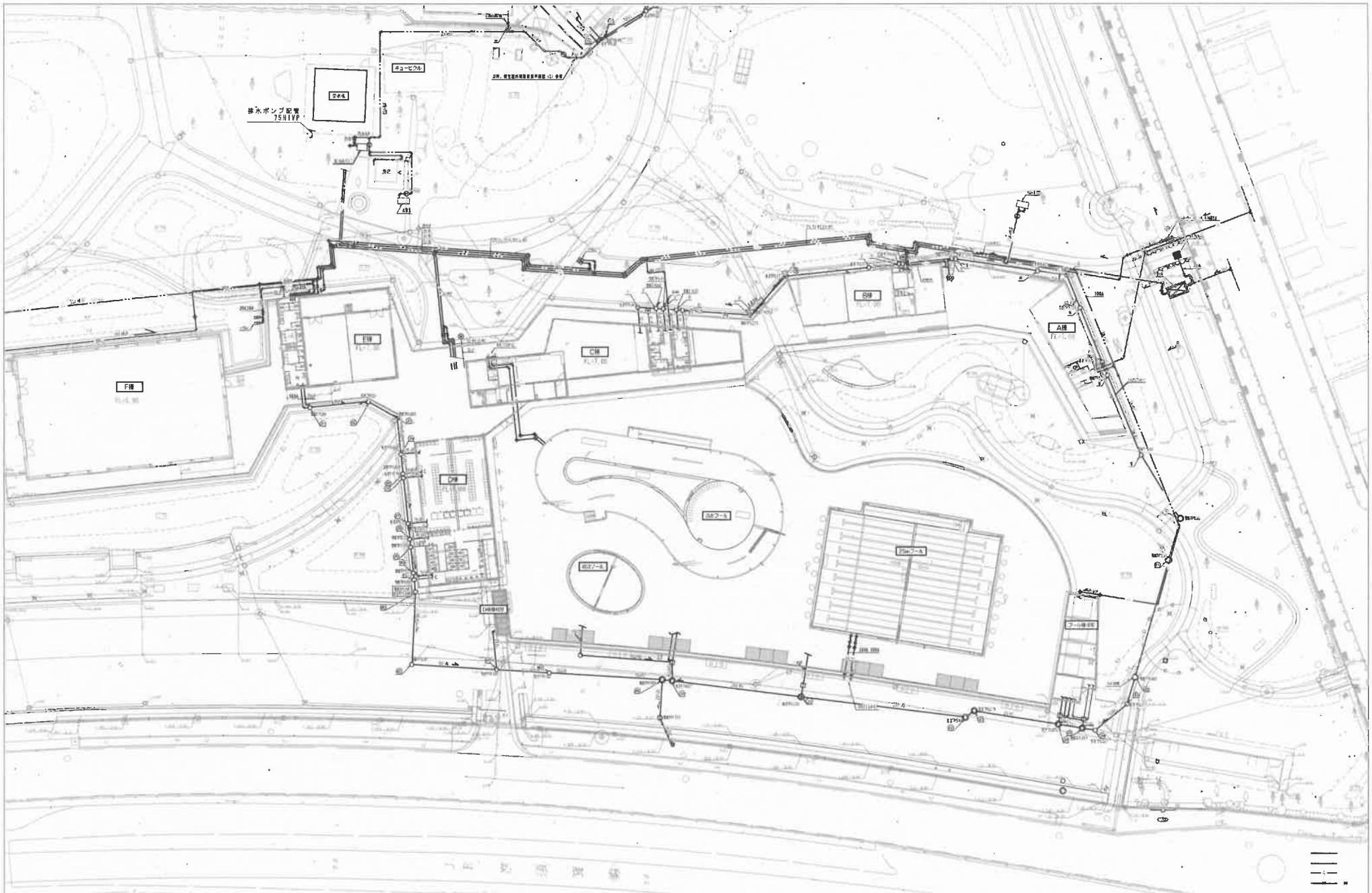

竣工図

逗子市第一運動公園再整備機械設備工事

図面名称	給排水衛生設備　外構平面図（1）	縮尺 1:250	図面番号 M-006
逗子市	有限会社 伊藤寛アトリエ		一級建築士事務所登録第141146号 一級建築士第191962号 伊藤寛

凡例

記号	名称	備考
a	照明器具（街路灯） H=3,000	AC100V LED14W×2
b250	照明器具（街路灯） H=4,000	AC200V HF250W×1
b26	照明器具（街路灯） H=4,000	AC200V LED26W×1
d	照明器具（モールライト） H=1,000	AC100V LED11W×1
e	照明器具（街路灯） H=4,000	AC200V LED60W×1
f	照明器具（街路灯） H=8,000	AC200V LED185 89×1
H	ハンドホールは全て、幹線ハンドホールを利用	

1）特記なき配管配線は下記とする。
- EM-CE 5 5-3C 地中埋設（FEP30）
- EM-CE 5 5-3C×2 地中埋設（FEP30）

2）接続点減設及びライター回路の点滅区分は下記とする。
- 特記なし 日没～日の出（点灯）
- T2 常時（点灯）
- T3 日没～21:00(点灯)

3）プルボックスサイズ仕様は下記とし、WP付記はSUS製防水型とする。
- 111 150×150×100（鋼板製）
- 221 200×200×100（鋼板製）
- 332 300×300×200（鋼板製）

4）地中埋設配管配線の埋設深さはGL-300とする。

5）地中埋設配管配線において埋設時には埋設シート（ダブル）及び埋設標示を布設する。

6）防火区画を配管配線などが貫通する箇所については防火区画貫通処理（国土交通大臣認定工法）を施すこと。

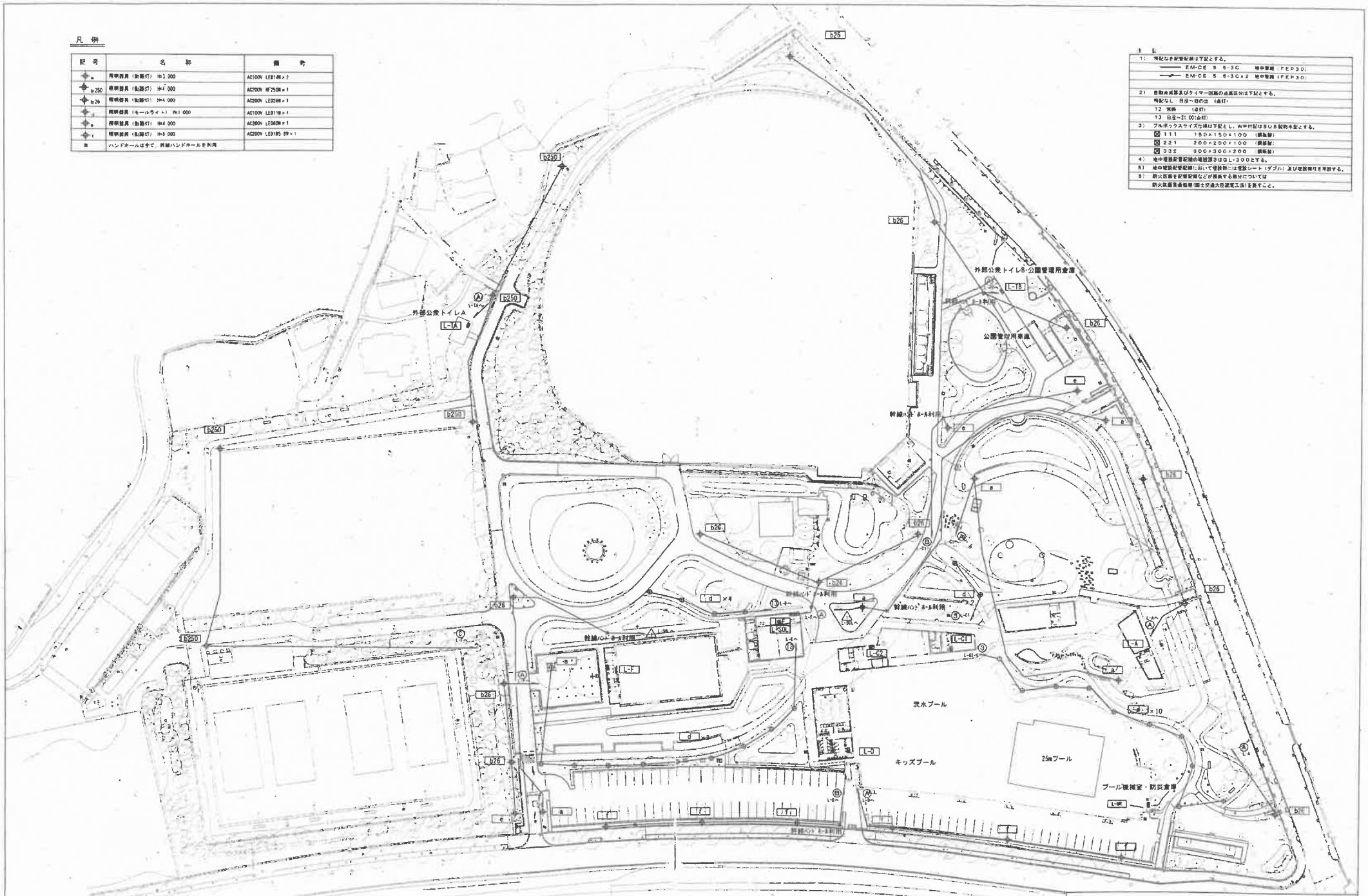

逗子市第一運動公園再整備電気設備工事			
図面名称	電灯設備 外構計画図	縮尺 1:500(A1)	図面番号 E-019
逗子市	有限会社 伊藤寛アトリエ	一級建築士事務所登録第14[illegible]号 建設業許可第[illegible]号 伊藤寛	

現況写真撮影位置

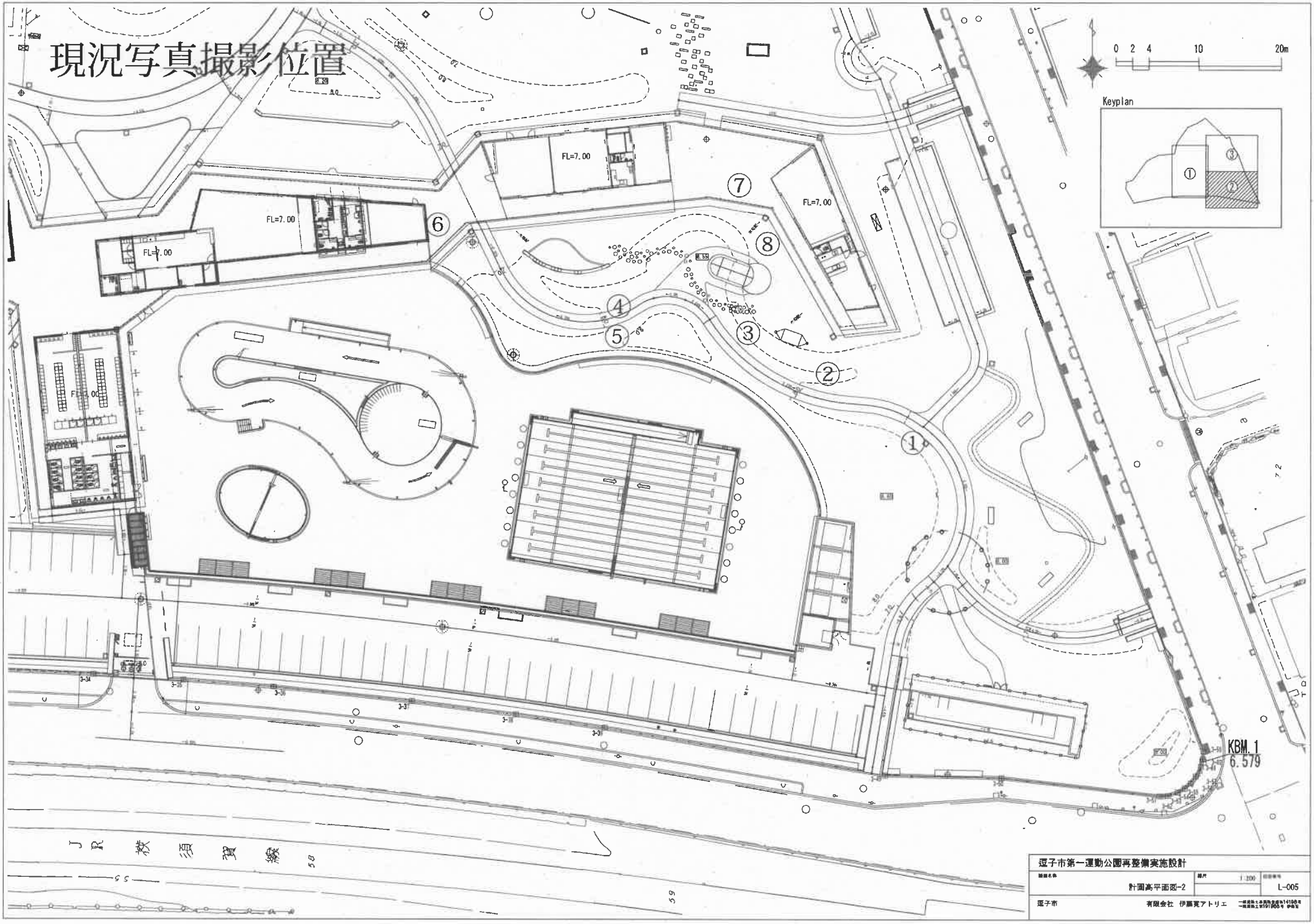

逗子市第一運動公園再整備実施設計		
図面名称 計画高平面図-2	縮尺 1:200	図面番号 L-005
逗子市	有限会社 伊藤寛アトリエ	一級建築士事務所登録 第41908号 一級建築士 第91865号 伊藤寛

現　況　写　真

現況写真１

現況写真２

現況写真３

現況写真４

現況写真５

現況写真６

現況写真７

現況写真８